r6物価_3_2

令和6年度　物価高騰対応

都道府県区分	【04_宮城県】
地方公共団体名（コード有り）	04214_宮城県東松島市
都道府県・市町村コード（5桁）	04214
担当部局課名	復興政策部復興政策課
担当者氏名	
電話番号	0225-82-1111（内線1242）
メールアドレス	chiso@city.higashimatsushima.lg.jp

交付対象経費(地方単独事業費)（R5経済対策分）	国のR5補正予算分(推奨事業メニュー分)　交付限度額①にかかる交付対象経費	–
	国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　給付費　交付限度額②にかかる交付対象経費	13,930
	国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　事務費　交付限度額③にかかる交付対象経費	3,574
	国の予備費等(給付金・定額減税一体支援枠分)　給付費　交付限度額④にかかる交付対象経費	290,250
	国の予備費等(給付金・定額減税一体支援枠分)　事務費　交付限度額⑤にかかる交付対象経費	20,390
	国のR5予備費分(給付支援サービス分)　交付限度額⑥にかかる交付対象経費	–
交付対象経費(地方単独事業費)（R6経済対策等分）	国のR6補正予算分(推奨事業メニュー分)　交付限度額⑦にかかる交付対象経費	122,274
	国のR6補正予算分(令和6年度低所得世帯支援枠等分)　給付費　交付限度額⑧にかかる交付対象経費	146,985
	国のR6補正予算分(令和6年度低所得世帯支援枠等分)　事務費　交付限度額⑨にかかる交付対象経費	3,800
	国のR6補正予算分(給付支援サービス分)　交付限度額⑩にかかる交付対象経費	–

既配分額　国のR5補正予算分(推奨事業メニュー分)　交付限度額①	–
既配分額　国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　給付費　交付限度額②	13,930
既配分額　国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　事務費　交付限度額③	1,695
既配分額　国の予備費等(給付金・定額減税一体支援枠分)　給付費	290,250
既配分額　国のR5補正予算分(給付金・定額減税一体支援枠分)　事務費　交付限度額⑤	9,305
既配分額　国のR5予備費分(給付支援サービス分)　交付限度額⑥	–

今回配分予定額　国のR5補正予算分(推奨事業メニュー分)　交付限度額①	–
今回配分予定額　国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　給付費　交付限度額②	–
今回配分予定額　国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　事務費　交付限度額③	–
今回配分予定額　国の予備費等(給付金・定額減税一体支援枠分)　給付費	–
今回配分予定額　国の予備費等(給付金・定額減税一体支援枠分)　事務費	–
今回配分予定額　国のR5予備費分(給付支援サービス分)　交付限度額⑥	–

配分予定額計　国のR5補正予算分(推奨事業メニュー分)　交付限度額①	–
配分予定額計　国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　給付費　交付限度額②	13,930
配分予定額計　国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　事務費　交付限度額③	1,695
配分予定額計　国の予備費等(定額減税一体支援枠分)　給付費　交付限度額④	290,250
配分予定額計　国の予備費等(定額減税一体支援枠分)　事務費　交付限度額⑤	9,305
配分予定額計　国のR5予備費分(給付支援サービス分)　交付限度額⑥	–
小計　配分予定額（R5経済対策分）	315,180

	No	国の予算年度（※6年度は補正予算を含む）	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B2 国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B3 国の予備費等（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	B3 国の予備費等（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	B4 国のR5予備費分（交付限度額⑥）（給付支援サービス（令和6年度）分）	B5 国のR6補正予算分（交付限度額⑦）（推奨事業メニュー分）
											合計	601,629	601,203	–	13,930	3,574	290,250	20,390	–	122,274
【R5経済対策】差押禁止法の対象範囲（※事務費等含む）		令和5年度住民税均等割非課税世帯（7万円）（低所得世帯支援枠）	1	R5_補正	低所得	○	○	○	物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯)	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		17,504	17,504	–	13,930	3,574				–
		一体給付（給付金・定額減税一体支援）※不足額給付は含まない	2	R5_予備（※）	一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援給付金（一体給付）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		310,640	310,640	–			290,250	20,390		–
		（デジタル庁）給付支援サービス（R5予備費）	3											–	–							
		住民税均等割非課税世帯等への支援関連の給付費（家計急変への横出し等・補正）	4											–	–							
		一体給付関連の給付費（上乗せ等・予備費）	5											–	–							
		事務費（上乗せ・横出し）	6											–	–							
【R6経済対策等】差押禁止法の対象範囲（※事務費等含む）		令和6年度住民税均等割非課税世帯（3万円）＋こども加算（2万円）＋不足額給付（令和6年度低所得世帯支援枠等）	7	R6_補正	低所得	○	○	○	低所得世帯支援事業及び不足額給付分の一体支援事業	Ⅱ．物価高の克服	○	–		150,785	150,785							–
		（デジタル庁）給付支援サービス（R6補正）	8											–	–							
		令和6年度低所得世帯支援枠等関連の給付費（家計急変への横出し等・R6補正）	9											–	–							
		事務費（上乗せ・横出し）	10											–	–							
			11	R6_補正	推奨事業	○	○	○	ひがしまつしま商品券発行事業(物価高騰対策支援)	Ⅱ．物価高の克服	○	③消費下支え等を通じた生活者支援		69,000	69,000							69,000
			12	R6_補正	推奨事業	○	○	○	介護施設・障がい者施設原油高騰対策事業	Ⅱ．物価高の克服	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		15,000	15,000							15,000
			13	R6_補正	推奨事業	○	○	○	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者支援事業	Ⅱ．物価高の克服	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援		1,500	1,500							1,500
			14	R6_補正	推奨事業	○	○	○	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者支援事業(子育て世帯)	Ⅱ．物価高の克服	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		200	200							200
			15	R6_補正	推奨事業	○	○	○	保育・教育施設物価高騰対策支援金	Ⅱ．物価高の克服	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		3,165	3,165							3,165
			16	R6_補正	推奨事業	○	○	○	市民生活維持協力金支給事業（燃油高騰対策）	Ⅱ．物価高の克服	○	⑥地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援		7,605	7,540							7,540
			17	R6_補正	推奨事業	○	○	○	一次産業燃油・資材等価格高騰対策事業	Ⅱ．物価高の克服	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		10,630	10,269							10,269
			18	R6_補正	推奨事業	○	○	○	非課税世帯等灯油購入費助成事業	Ⅱ．物価高の克服	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援		15,600	15,600							15,600

r6物価_3.2

【点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

既配分額 国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額⑦	–	国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①（令和5年度本省繰越分）	–
既配分額 国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 給付費 交付限度額⑧	–	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（未配分額の減額後※）（※ 第2回提出分までの配分予定額と同等）	13,930
既配分額 国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 事務費 交付限度額⑨	–	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（※）（※ 被災世帯向け給付にかかる交付限度額の今回追加分）	–
既配分額 国のR6補正予算分（給付支援サービス分） 交付限度額⑩	–	小計 交付限度額②	13,930
		国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（未配分額の減額後※）（※ 第2回提出分までの配分予定額と同等）	1,695
		国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（※）（※ 被災世帯向け給付にかかる交付限度額の今回追加分）	–
		小計 交付限度額③	1,695
【調整後】今回配分予定額 国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額⑦	122,274	国のR5費費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和6年7月5日通知）	141,390
今回配分予定額 国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 給付費 交付限度額⑧	146,985	国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和6年12月通知）	148,860
今回配分予定額 国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 事務費 交付限度額⑨	3,800	国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（今回追加）	–
今回配分予定額 国のR6補正予算分（給付支援サービス分） 交付限度額⑩	–	国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和7年●月通知）	
		小計 交付限度額④	290,250
		国のR5補正予算分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（令和6年7月5日通知）	2,317
		国のR5補正予算分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額④（令和6年12月通知）	6,988
配分予定額計 国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額⑦	122,274	国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（今回追加）	–
配分予定額計 国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 給付費 交付限度額⑧	146,985	国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（令和7年●月通知）	
配分予定額計 国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 事務費 交付限度額⑨	3,800	小計 交付限度額⑤	9,305
配分予定額計 国のR6補正予算分（給付支援サービス分） 交付限度額⑩	–	国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和6年度通知分）	–
小計 配分予定額（R6経済対策等分）	273,059	国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和6年●月通知分）	
		小計 交付限度額⑥	–
		小計 交付限度額（R5経済対策分）	315,180

国のR6補正分（推奨事業メニュー分） 交付限度額⑦（令和6年12月17日通知分）	122,274	本省繰越希望欄記載欄 R6経済対策等に係る本省繰越希望額	【調整後】本省繰越希望額（R6補正により措置された推奨事業メニュー分、交付限度額⑦に係る希望額）（交付限度額⑦を上限とする） –
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 給付費 交付限度額⑧（令和6年12月17日通知分）	146,985		本省繰越希望額（R6補正により措置された令和6年度低所得世帯支援枠等分（給付費）交付限度額⑧に係る希望額） –
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 給付費 交付限度額⑧（令和7年●月通知分）			本省繰越希望額（R6補正により措置された令和6年度低所得世帯支援枠等分（事務費）交付限度額⑨に係る希望額） 10,951
小計 交付限度額⑧	146,985		本省繰越希望額（R6補正により措置された給付支援サービス分 交付限度額⑩に係る希望額） –
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 事務費 交付限度額⑨（令和6年12月17日通知分）	14,751	※記載は不要	
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 事務費 交付限度額⑨（令和7年●月通知分）		越年繰越希望欄 推奨事業メニュー分の本省繰越希望額	【調整前】今回配分予定額 推奨事業メニュー（R6補正）交付限度額⑦ 122,274
小計 交付限度額⑨	14,751		【調整前】本省繰越額 国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑦ –
国のR6補正分（給付支援サービス分） 交付限度額⑩（今回追加分）	–		本省繰越の追加希望額 手動入力分（調整用） –
小計 交付限度額（R6経済対策等分）	284,010		

配分予定額計	588,239	移替先	総務省				交付限度額計			599,190					
		B6		B7	C	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記）①目的・効果 ②付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
		国のR6補正予算分（交付限度額⑧）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）給付費	国のR6補正予算分（交付限度額⑨）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）事務費	国のR6補正予算分（交付限度額⑩）（給付支援サービス分）	その他（一般財源や補助対象外経費等）												
		146,985	3,800	–	426												
【R5経済対策】 給付禁止法の対象範囲	令和5年度住民税均等割非課税世帯（7万円）（低所得世帯支援枠）				–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 3518世帯×70千円 のうちR6計画分 事務費3574千円 事務費の内容 ［需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出］ ④R5年度分の住民税非課税世帯 （3518世帯）	–	○	–	R5.12	R6.4	対象世帯に対して令和6年1月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
	一体給付（給付金・定額減税一体支援）※不足額給付は含まない				–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 810世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯 435世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 290世帯×100千円、子ども加算 895人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 14408人（349850千円） のうちR6計画分、（国庫返還相当額等 1750千円含む） 事務費 20390千円 事務費の内容 ［需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出］ ④低所得世帯等の給付対象世帯数（1535世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（14408人）	–	○	–	R6.2	R6.12	対象世帯に対して令和6年7月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
非対象事業等	（デジタル庁）給付支援サービス（R5予備費）																
	住民税均等割非課税世帯等への支援関連の給付費（家計急変への横出し等・補正）																
	一体給付関連の給付費（上乗せ等・予備費）																
	事務費（上乗せ・横出し）																
【R6経済対策費等】 給付禁止法の対象範囲	令和6年度住民税均等割非課税世帯（3万円）＋こども加算（2万円）＋不足額給付（令和6年度低所得世帯支援枠等）	146,985	3,800		–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 3850世帯×30千円、子ども加算 700人×20千円、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者 700人（17485千円） のうちR6計画分 事務費 3900千円 事務費の内容 ［需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 その他 として支出］ ④低所得世帯等の給付対象世帯数（3850世帯）、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者数（700人）	–	○	–	R7.2	R7.3	対象世帯に対して令和7年2月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R6補正（地）
	（デジタル庁）給付支援サービス（R6補正）																
非対象事業等	令和6年度低所得世帯支援枠等関連の給付費（家計急変への横出し等・R6補正）																
	事務費（上乗せ・横出し）																
						①物価高騰により消費が減少したことを踏まえ、購買意欲の喚起、地域経済の活性化を図るため、3割増商品券を販売するもの。 ②3割増商品券に係る割増分経費及び事務費（20,000セット発行） 【内訳】 販売価格10,000円、使用額面13,000円 販売セット数：20,000セット ③商品券印刷・販売・換金等に関する経費 ・割増分換金経費 3,000円×20,000セット＝60,000千円 ・運営費補助 9,000千円 ④東松島市商工会	–	–	–	R7.3	R7.3	交付率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用のほか、対象施設へ通知する	対象分野に関連しない			R6補正（地）
						①昨今のエネルギー・食料品価格等の物価高騰によりに伴い、介護施設及び障害者施設等の増加する運営経費に対し、支援金による経済支援を行うことで、施設等利用者に対する安定的なサービス提供を図るもの。 ②対象施設（事業所）及び車両等に係る運営経費のうち、電気料金及びガソリン価格等の高騰分に相当する経費の一部 ③（電気）原油価格高騰の影響が出始めた令和3年1月分から12月分までと令和6年1月分から12月分までの電気料金の差額。 （ガソリン等）通所系と訪問系の対象施設等のみ、前記電気料金の差額が上限額に達しない場合、令和6年1月から12月までに使用したガソリン等の総量に18当たり20円を乗じた額を加算。 （ア）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、施設入所支援 900千円（上限額）× 5施設=4,500千円 （イ）（ア）以外の入所系施設（事業所） 170千円（上限額）×40施設=6,800千円 （ウ）通所系及び訪問系等の施設（事業所） 50千円（上限額）×74施設=3,700千円 計 15,000千円 ④令和6年4月1日時点で介護又は障害福祉サービスを実施する施設（事業所）を有する事業者	–	–	–	R7.3	R7.3	交付率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用のほか、対象施設へ通知する	障害福祉サービス事業所・施設等			R6補正（地）
						①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により予期せず家計が急変したことにより収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯に対し給付するもの。 ②1世帯あたり3万円 ③住民税非課税世帯に対する給付額と同額の3万円×家計急変世帯50世帯＝1,500千円 ④家計急変世帯	–	○	–	R7.3	R7.3	交付率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用のほか、対象者へ通知する	対象分野に関連しない			R6補正（地）
						①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により予期せず家計が急変したことにより収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯のうち、18歳以下の子どもがいるに対し給付するもの。 ②1世帯あたり2万円 ③住民税非課税世帯のうち18歳以下の子どもに対する給付額と同額の2万円×家計急変世帯の18歳以下の子ども10名＝200千円 ④家計急変世帯のうち、18歳以下の子どもがいる世帯	–	○	–	R7.3	R7.3	交付率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用のほか、対象者へ通知する	対象分野に関連しない			R6補正（地）
						①コロナ禍後における食料品等物価及び電気、ガス、原油等エネルギー価格高騰の影響を受けている市内の保育施設及び私立高校の負担軽減を図るもの。 ②市内の公立保育所及び私立高校における賄材料費、私立保育施設における賄材料費及び電気・ガス・原油等エネルギー価格高騰に対する負担軽減支援金 ③総事業費 2,725千円 ■公立保育所 賄材料費 1カ所あたり140千円×1カ所＝980千円 ■私立保育施設 ○保育園（3か所） 賄材料費 1カ所あたり140千円×3カ所＝420千円 エネルギー価格高騰支援 1カ所あたり250千円×3カ所＝750千円 ○小規模保育施設（2か所） 賄材料費 1カ所あたり35千円×2カ所＝70千円 エネルギー価格高騰支援 1カ所あたり75千円×2カ所＝150千円 ○企業主導型保育事業施設（1か所） 賄材料費 1カ所あたり70千円×1カ所＝70千円 エネルギー価格高騰支援 1カ所あたり75千円×1カ所＝75千円 ■私立高校 賄材料費 1カ所あたり250千円×1カ所＝250千円 エネルギー価格高騰支援 1カ所あたり400千円×1カ所＝400千円 ④市内の公立保育所及び私立保育施設、私立高校 ●実施時期 始期：予算成立次第 終期：令和8年3月末 ※全ての保育所の高騰対策を図るため	–	–	–	R7.3	R7.3	交付率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用のほか、対象施設へ通知する	保育所・幼稚園・認定こども園等			R6補正（地）
					65	①社会インフラとしての役割が大きい運送事業者（道路貨物運送業、タクシー業、運転代行業を営む事業者）を事業支援するため、市民生活維持協力金（燃油高騰対策）を支給するもの。 ②事業金額に活用できる給付金を給付 ③1.運送業 13千円×525台＝6,825千円 2.タクシー業 13千円× 55台＝ 715千円 3.運転代行業 13千円× 5台＝ 65千円 合計7,605千円 ④市内において道路貨物運送業、タクシー業、運転代行業を営む事業者	–	–	–	R7.3	R7.3	交付率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用のほか、対象施設へ通知する	運輸交通・物流・観光事業者			R6補正（地）
					361	①原油や資材等の高騰による燃油や配合飼料等の生産経費の負担が増加し、経営状況が悪化している一次産業者に対して、事業継続を下支えするため、市独自の支援金を支給するもの。 ②農水畜産業者 1【施設園芸農業者】A重油、灯油、LP（プロパン）ガス 2【水産業者】A重油、軽油、ガソリン 3【土地利用型農業者】乾燥調製施設に使用する灯油等 4【畜産業者】牛及び豚に給与する配合飼料 ③1)支援金 A重油、灯油 584.000ℓ× 3.5円 ≒ 2,044千円 LPガス 12,200㎥× 3.5円 ≒ 43千円 2)支援金 A重油、軽油、ガソリン 1,685,714.2ℓ× 3.5円 ≒ 5,900千円 3)支援金（灯油等） 94,300ℓ× 10円 ≒ 943千円 4)支援金（配合飼料） 850t× 2千円 ≒ 1,700千円 計:10,630千円 ④施設園芸農業者、水産業者、土地利用型農業者（稲、麦、大豆）、畜産業者	–	○	–	R7.3	R7.3	交付率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用のほか、対象者へ通知する	農林水産・食品分野			R6補正（地）
						①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により影響を受けている生活困窮世帯に対し、灯油代を緊急的に支援するもの。 ②灯油購入費助成金 ③@4,000円×対象世帯数3,900世帯＝15,600千円 ④非課税世帯、家計急変世帯	–	○	–	R7.3	R7.3	交付率100%を目標とする。	HP、広報紙を活用のほか、対象者へ通知する	灯油			R6補正（地）